

○当初予算の主要な事業(一般会計)

第1次佐伯市総合計画の『後期基本計画』の中の基本目標・個別目標に位置づけて作成しています。

3款 民生費

番号	基本目標	個別目標	事業名 主 要 事 業 内 容	担当課	予算額 (千円)
29	4	11 新規	社会福祉総務事業 - 社会福祉協議会補助事業 社会福祉協議会における地域福祉事業の効果増と円滑化を図るため、地域福祉事業従事職員の人件費補助を行う事業	社会福祉課	20,000
30	4	11 新規	社会福祉総務事業 - 生活困窮者自立支援事業 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。「自立相談支援事業」生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行う。「住居確保給付金」離職者等であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を給付。(国庫3/4負担)	社会福祉課	15,458
31	4	11	簡素な給付措置支給事業-臨時福祉給付金給付事業 低所得者に対し、消費税率引上げによる影響を緩和するため、簡素な給付措置(臨時福祉給付金の支給)を引き続き行う。支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分(3%アップ分)を参考に、平成27年10月から平成28年9月までの1年分として、支給対象者一人につき6,000円を支給する。(国10/10)	社会福祉課	157,278
32	7	19	人権・同和対策事業 - 人権・同和問題啓発事業 人権・同和問題啓発事業 広く市民や企業に対して、人権・同和問題に関する啓発活動を行う。	社会福祉課	2,861
33	4	11	特別障害者手当等支給事業 - 特別障害者手当等支給事業 「心身障害者福祉手当」市単独手当 「特別障害者手当」身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者に対して支給する手当(国庫3/4補助)「障害児福祉手当」身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の者に対して支給する手当(国庫3/4補助)「福祉手当(経過的)」特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も受給していない20歳以上の障がい者に対する助成(経過措置)(国庫3/4補助)	社会福祉課	42,500
34	4	11	重度心身障害者医療費給付事業 - 重度心身障害者医療費給付事業 重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級)の所持者の医療費について、診療の一部負担が1医療機関1月1000円を超過すれば、高額医療に該当する金額まで助成する。所得により受給資格制限がある。(県1/2)	社会福祉課	140,250
35	4	11	障害者自立支援給付事業 - 障害福祉サービス費等給付事業 自宅や施設で介護の支援を受ける「介護給付」や、施設などで訓練や入所等の支援を受ける「訓練等給付」のサービスを利用することにより、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。(扶助費:国庫1/2 県費1/4)	社会福祉課	1,562,089
36	4	11	障害者自立支援医療給付事業 - 更生医療費給付事業 身体障がい者の更生に必要な医療費の給付を行う。主な医療内容は人工透析、人工股関節置換術、心臓弁置換手術、ペースメーカー植え込み等。(扶助費:国1/2 県1/4 市1/4)	社会福祉課	119,153
37	4	11	地域生活支援事業 - 地域生活支援事業 【総】障がい者(児)がその能力や適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による障がい福祉サービス事業を効率的に実施する。理解促進・啓発事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意志疎通支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付等事業、福祉ホーム事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業など(国庫1/2 県費1/4・一部補助対象外事業有り)	社会福祉課	78,797
38	4	11	障害児通所支援事業-障害児通所支援事業 障がい児にとって身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援を受けられるよう現行の通園事業(施設)、児童デイサービス等を一元化しサービスを提供する。(扶助費:国1/2 県1/4 市1/4)	社会福祉課	90,248
39	4	10	後期高齢者医療運営事業 - 療養給付費負担事業 大分県後期高齢者医療広域連合に対し負担する経費・療養給付費負担金(佐伯市被保険者分の医療費1/12を広域連合へ負担)	保険課	1,077,529
40	4	11	老人福祉事業 - 緊急通報システム事業費 一人暮らし(虚弱)高齢者や身体の不自由な人等が自宅での日常生活における緊急事態等への不安を軽減するため、緊急時の通報や相談ができる「緊急通報システム」の運営に要する経費	高齢者福祉課	10,279
41	4	11	老人保護措置事業 - 老人保護措置事業費 おおむね65歳以上で、心身上・精神上、住居の環境上の理由または経済的理由により、生活が困難となっている高齢者を入所養護する「養護老人ホーム」の措置事業	高齢者福祉課	162,277

42	4	11	老人福祉助成事業 - はり、きゆう、あんま施術料助成事業費 はり、きゆう、あんまの治療を受けようとする、本市に住所を有する70歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等に対し、一人年間24回分(1回1000円)の施術料の助成を行う	高齢者福祉課	20,100
43	4	11	老人福祉助成事業 - さいきの茶の間運営事業 地域の身近な生活の場に、地域の人々が主体となって高齢者等を支えようとする「地域の憩いの場」＝「さいきの茶の間」を設置・運営することにより、ひとり暮らしの高齢者等が地域の中でいきいきと暮らしていけるように、気軽に立ち寄る「さいきの茶の間」の実施に要する経費を補助する	高齢者福祉課	9,528
44	4	11	老人福祉施設管理事業 - 生活支援ハウス運営事業 原則として60歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の者及び家族による援助を受けることが困難な人に必要に応じて、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して、明るい生活を送れるよう支援する「生活支援ハウス」及び「高齢者生活福祉センター(居住部門)」の運営に要する維持管理費。現在、市内8カ所に設置	高齢者福祉課	88,081
45	4	12	児童福祉事業 - 放課後児童クラブ運営事業 昼間保護者が就労等で家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、児童クラブを運営している団体へ支援する。 国県2/3 市1/3	こども福祉課	110,091
46	4	12	児童福祉事業-病児・病後児保育事業 子どもが病気の際に保護者の勤務等の都合により自宅での保育が困難な場合に、医療機関において一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整え、児童福祉の向上を図る。市が適切と認めた事業者に委託して実施する。 国・県2/3 市1/3	こども福祉課	6,650
47	4	12	児童福祉事業-地域子ども・子育て支援事業 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業を実施することにより、子どもの健やかな育ちを支援する。 国県2/3 市1/3	こども福祉課	38,589
48	4	12	児童手当支給事業 - 児童手当支給事業 家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に児童手当を支給する。	こども福祉課	1,032,808
49	4	12	児童手当支給事業-子育て世帯臨時特例給付金給付事業 消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的給付措置として対象児童一人につき3,000円を支給する。 国10/10	こども福祉課	30,450
50	4	12	児童福祉施設入所事業 - 私立保育所運営事業 保護者の就労等の理由により保育に欠ける児童に保育を実施した私立保育所に、保育費用を支払う。 国1/2 県1/4 市1/4	こども福祉課	961,121
51	4	12	児童福祉施設入所事業 - 保育サービス推進事業 私立保育所が実施する保育サービスに対し、私立保育所の費用負担の軽減及び児童福祉の増進を図るため、補助金を交付する。 保育サービス事業として、障がい児保育対策事業、一時預かり事業、延長保育事業、保育所地域活動事業及び主食給食提供事業の6事業を補助の対象とする。 保育対策: 国県2/3 保育緊急確保: 国1/3 子育て支援: 県1/3	こども福祉課	53,745
52	4	新規	児童福祉施設入所事業-地域型保育給付事業 3歳未満児の待機児童解消のため、病院等が従業員のために設置している認可外保育施設(事業所内保育所)に地域の子どもを受け入れることで、その費用を補助する。 国1/2 県1/4 市1/4	こども福祉課	87,226
53	4	12	ひとり親家庭福祉事業 - 児童扶養手当支給事業 父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給する。 国1/3、市2/3	こども福祉課	370,420
54	4	12	ひとり親家庭福祉事業 - ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上のため、ひとり親家庭等の親及び18歳未満の子どもの医療費の一部を助成する。 県1/2 市1/2	こども福祉課	52,567
55	4	12	市立保育所等運営事業 - 市立保育所運営管理費 公立保育所の嘱託医報酬、臨時職員賃金、建物等保険料等	こども福祉課	137,523
56	4	12	市立保育所等運営事業 - 児童館運営事業 児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取り組みを実施することにより、地域児童の健全育成を図る。	こども福祉課	25,160
57	4	新規	児童福祉施設整備事業-中心市街地公立保育所建設事業 久部保育所に代わり、中心市街地に保育所を建設する。	こども福祉課	197,591
58	4	新規	児童福祉施設整備事業-蒲江認定こども園建設事業 蒲江地域の保育所4園(蒲江保育所、竹野保育所、西浦保育所、森崎保育所)と蒲江幼稚園を統合し、新たに認定こども園を建設する。	こども福祉課	5,000
59	4	新規	児童福祉施設整備事業-海の子児童クラブ建設事業 海の子児童クラブを新たに建設する。	こども福祉課	3,200
60	4	11	生活保護扶助事業 - 生活保護扶助事業 憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するものに対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする事業(国7.5/10) 被保護者のうち、居住地がないか、又は明らかでない者につき県が2.5/10を負担する。	社会福祉課	1,950,000